

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月9日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 吉川 直友

1 契約の概要

(1) 件名

最高裁判決に伴う生活保護費等追加給付に係る人材派遣契約

(2) 委託業務の概要

本訴訟の原告等の支給額算定業務補助業務、給付額算定に必要な資料の収集と保存業務等。

2 履行(納品)場所

横浜市役所(横浜市中区本町6丁目50番地の10)
横浜市中区役所(横浜市中区日本大通35番地)

3 契約日

令和8年2月19日

4 履行日又は履行期間

令和8年3月1日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

3,069,000円(税込み)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TS プラザビル
株式会社パソナ パソナ・横浜
パブリック本部長 松永早苗

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本給付について令和8年2月18日に国より全国自治体に向けての説明会が行われ、対応の詳細を定めた給付事務マニュアルが示されました。説明会では原告世帯を令和8年3月以降で早期に支給することを初めとし、本給付に係る仕様が明らかになりました。

本市の対象世帯数が約15万世帯であることを考慮すると国の指示どおり実施するには可及的速やかに算定に必要な資料収集と算定業務を開始する人材配置の必要がありました。これらの状況から当該随意契約を締結しないと本市の行政サービスに大きな影響を与え、市民に対し不利益を与えると判断したため当該随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札の有資格者名簿の登録種目「労働者派遣」に登録がある業者から、3月からの人材派遣が可能な事業者を選定。

9 所管課

健康福祉局生活支援課